

第28回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日時：令和5年5月24日（水）9：30～10：15

場所：総合福祉センター2階 会議室

1 出席委員

【農業委員】（12名）

1番 原田 義一 2番 三浦 寿紀 3番 佐々木京子 5番 川本 聖光 6番 野上 省三
8番 青葉 真 9番 河崎 健 10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 14番 中田 善喜
15番 林 秀司 17番 渡辺 弘之
〈議事録署名 6番 野上 省三 8番 青葉 真〉

【農地利用最適化推進委員】（17名）

1番 前田 正典 2番 徳田マヌエ 3番 永見 繁廣 5番 小川 明人 6番 領家 悟
8番 岡本 正文 9番 藤若 裕香 10番 橋本 安延 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄
13番 渡邊 弘登 14番 河野 恒弘 14番 近重 邦昭 16番 田村 邦麿 17番 岡田 勝
18番 大谷 数義 19番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（7名）

4番 柿元 信次 7番 岡本 健治 12番 高橋 伸幸 13番 大崎 健太 16番 佐々森義見
18番 奥迫 忠幸 19番 松山 純久

【農地利用最適化推進委員】（1名）

4番 小谷 保雄

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 報告 なし

(3) 議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（16件）
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）
議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（4件）
議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）
議第5号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（2件）
議第6号 委員の辞任について

(4) その他

令和5年5月24日

浜田市農業委員会
会長 原田 義一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
産業経済部農林振興課：松本事務員

議 長

本日は出席いただきありがとうございます。5月も大方終わろうとしております。田植もほとんどの農家の皆さんお済みになったことと思いますが。今年の場合は水不足はないように聞いておりますが、肥料農薬、油等高等しております、これに見合うだけ米価も上がればいいのですが、そうあまり期待できないのではないかと考えております。

さて、先日島根県農業会議会長、事務局長、佐々木女性会長らが、市長、農業委員会に対しまして、女性農業委員の登用の協力をお願いしたところであります。ご案内のように今年度の2月末で任期が終了しますので、国は30%の女性割合を求めており、ハードルも高く感じておりますが、一人でも多くの女性の農業委員を増やすために、各地域毎に一人でもと考えておりますのでご協力をお願いします。

それでは、ただいまから第28回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員では、4番の柿元委員、7番の岡本委員、12番の高橋委員、13番の大崎委員、16番の佐々森委員、18番の奥迫委員、19番の松山委員、農地利用最適化推進委員の4番小谷委員、以上、8名の方から欠席の届出をいただいております。

なお、本日の議事録の署名者でございますが、6番の野上委員、8番の青葉委員です。よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、併せて事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。

農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、16件、27筆、52,868㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和5年5月26日から令和5年6月8日までの14日間」、開始日を「令和5年6月1日以降」とされています。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

議第1号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。はい、三浦委員。

三浦委員

前回の総会でも話が出ましたが、●●●●の管理についてその後の計画はどうなっていますでしょうか。

事務局

皆さんの方に、質問の回答の内容を配布しておりますが、その中に●●●●の借地管理についての回答があります。利用権設定される前は、原野化しておりました。このまま利用権設定がないと、さらに荒廃が進み、山林化し、獣害等の被害も進むと思われれます。今回の利用権設定により、多くの貸し手の方から、草刈りをする回数が減り助かったとの意見を伺っております。そのことを踏まえて必要に応じ、土地所有者の意見を聞きながら、農業委員、事務局、支所で状況把握を行いたいと考えております。

野上委員

●●●●地域では、水張面積、のり面も含めて草刈りをしていただいております、問題ないと考えております。

領家委員 ●●●●●の話では、畦畔は草刈りに行っているようです。

佐々木委員 今更ですが、●●●●●は何をつくっておられるのでしょうか。

野上委員 大麦です。

事務局 利用権設定は、個人個人の契約になりますので、管理のやり方についても話し合いの中でしていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

領家委員 了解しました。調整をしていただきます。

議 長 ほかに意見が無いようですので採決に入ります。この集積計画につきましては、農業委員さん、推進員さんの決議をお願いいたします。「農用地利用集積計画について」、原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 全委員 ～

議 長 挙手、全委員です。承認いたします。
続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局 農業の健全な発展に寄与することを目的する農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地法に基づく農地の所有権移転や農地の転用などについて審議をお願いいたします。農地法第3条許可申請では、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を定めてあります。「農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。
農地法第3条の規定による許可申請について説明します。資料をご覧ください。場所は、●●●●●にあります。申請は、金城町●●●の田、5筆、4,723㎡で、贈与により所有権移転です。譲渡事由は、地区外に在住し、耕作する見込みがなく、後継者もいない。譲受事由は、居住地に近い場所にあり、耕作者ができなくなる農地を取得し、営農するため。被害対策は十分に行う。他に被害が生じた場合は、誠意をもって対応すると申請されています。現地確認等により、農地法第3条第2項に該当しない農地（「許可に該当しない農地ではない」農地）ですべての農地を利用すること、労働力、地域との関係のみをみて、問題がないことにより、許可相当と判断いたしました。
事前質問はありませんでした。ご審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当委員会補足説明がありましたらお願いします。
9番河崎委員、補足説明がありましたらお願いします。

河崎委員 15日に現地確認に行き、お話を聞きましたが、事務局の説明のとおりで問題はないものと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

議 長 ないようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手、全委員 ～

議長

挙手全委員です。承認いたします。

議長

続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請は、4件です。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めています。「農地の所有者など権利を有する者自らが、農地を農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用を行う際」、制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。次第と資料等をご覧ください。

1件目について説明します。場所は国分町の畑、1筆、178㎡です。転用目的は、駐車場ですが、昭和59年5月頃から駐車場に転用していたため、顛末書が添付されています。用排水は道路側溝に流し、被害はないと思われませんが、被害が生じた時は責任をもって対応しますと申請されています。農地区分は、農用地区域除外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。許可の判断は、農業公共投資の対象（土地改良事業、他の補助事業）となっていない住宅化が進んでいる生産性の低い農地で、農地法第4条第6項の不許可事由に該当しない農地であり、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断しました。

2件目について説明します。場所は、旭町の畑、1筆、156㎡です。転用目的は、自家用車庫の建設で、現在、専用の車庫がなく、家の前や納屋に駐車しているが、冬季には積雪のため出入りが困難である。市道に接している当該農地に車庫を建設し、駐車場として使用したいとされています。被害の防止対策等については、土地造成時に周辺の農地に影響がないように、被害防除対策には万全を期す。雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はない。万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。と申請されています。農地区分は、農用地区域除外、都市計画区域外で、第2種農地で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、農地法第4条第6項の制限に該当しない農地として許可相当と判断しました。

3件目について説明します。場所は、佐野町の田、1筆、9.90㎡です。転用目的は、墓地で、現在ある墓地は山中の足場が悪い場所にあり、今後、申請人や家族が高齢になると通うことが難しくなる為、維持管理しやすい自宅の近くまで墓地を移設するためです。被害防止対策等については、雨水等の排水は道路側溝に流す。コンクリートブロックで土留めし、土砂などの自然流出を防止する。申請地周辺は所有地であり周辺農家への被害はないと思われるが問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処すると申請されています。農地区分は、農用地区域除外、都市計画区域外で、第2種農地と判断いたしました。許可の判断は、農業公共投資の対象（土地改良事業、他の補助事業）となっていない生産性の低い農地で、農地法第4条第6項の制限に該当しない農地として許可相当と判断しました。

4件目について説明します。場所は、下府町の畑、1筆、198㎡です。転用目的は、個人住宅の拡張ですが、母屋、物置を増築し、建物の敷地として利用しているため、顛末書が添付されています。被害防止対策等については、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われませんが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対応しますと申請されています。農地区分は、農用地区域除外、都市計画区域内の近隣商業地域の、第3種農地で、許可相当と判断いたしました。許可の判断は、第3種農地で農業公共投資の対象（土地改良事業、他の補助事業）となっ

ていない住宅化が進んでいる生産性の低い農地であり、農地法第4条第6項に該当しない農地（地域における営農及び集積に影響を及ぼさない）と判断しました。」

それから事前質問がありました。こちらは旭町の2件目の案件です。被害防止対策「周辺の作物、家畜等への被害のないよう施行を行う」について、具体的に説明をお願いします。というご質問です。ご質問に対しまして、確認したところ周辺では家畜等は、飼育してはおりませんでした。駐車場にコンクリート敷設されますが、隣接に他の方の農地があるため工事中に影響がないようにされ、また、隣接農地所有者へは、説明済と伺っております。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。1件目と4件目につきまして、14番 中田委員 もしくは河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

河野委員 先般、中田農業委員と事務局とで現地確認を行いました。問題ないと思われま。顛末書も出ておりますのでご審議よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。2件目につきまして、8番青葉委員 もしくは岡本委員から補足説明がありましたらお願いします。

青葉委員 今月 15 日に岡本委員と農業委員会事務局とで現地確認を行いました。質問等でもありましたが、現在家畜は飼っておられません。前に田んぼがありますが、道路挟んで雨水等も入らないので問題ないと思われま。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 3件目につきまして、18番大谷委員、補足説明がありましたらお願いします。

大谷委員 先般現地を確認いたしました。説明のとおりであり、問題視する点はありませんでしたので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員 ～ 挙手 全委員 ～

議 長 挙手、全委員です。承認といたします。

議 長 続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請は、1件です。事務局から説明をお願いします

事務局 農地法第5条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。この農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。次第と資料等をご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。資料をご覧ください。場所は、上府町の畑、1筆、342㎡です。転用目的は、個人住宅で、申請地近くのアパートに居住しているが、子供が生まれたので今住んでいる借家は手狭であ

り、家賃も高いので、申請地を取得して自己の住宅を建築したい。という申請です。被害防除対策等については、住宅の汚水排水は合併浄化槽を経由して道路内の公共下水に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。という内容です。申請地は、農用区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断しました。許可の判断は、農業公共投資の対象となっていない住宅化が進んでいる生産性の低い農地であり、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当する農地として許可相当と判断しました。

事前質問がありました。譲渡人は県外在住で、畑として誰が管理しておられましたか。写真では造成地に見えますが。というご質問です。ご質問に対しまして、申請地には以前、果樹を植え、所有者が近隣の方のお願いされ管理されていましたが、売買することになり、果樹を伐採され、現在の状況となっています。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。
14番 中田委員 もしくは河野委員、お願いします

中田委員 先般確認に参りました。事前質問にありましたが、こちらは58年の災害で区画整理をして、住宅地のように面積はきれいになりました。その土地とお隣は農地になっておりまして、柿やみかんを植えておられました。持ち主も、元々上府出身の方ですが、亡くなられて、現在は、奥さんが持ち主になっておられます。管理は、実家の兄弟の方がやっておられます。以上です。よろしく願いいたします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
無いようですので、採決に入ります。「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全委員 ～

議長 挙手、全委員です。承認といたします。続きまして、議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）は、2件です。このうち議第5号の2件目につきましては、当事者が農業委員でありますので、当該農業委員の方は退出をお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても農地法施行の昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの自然災害により被災、埋まってしまったもの浜田市農業委員会においては、自然荒廃や耕作放棄により長期間放置（概ね20年程度）し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付しております。次第と資料等をご覧ください。

1件目について説明します。場所は、旭町の田、2筆、2,533㎡で、平成年月日不詳より原野となって現在に至っていると申請されています。現地確認等により再生困難な農地として該当すると判断いたしました。承認いただいた後も、道路や他の農地などに影響がないよう管理にしたいと伺っています。

2件目について説明します。場所は、上府町の田畑、4筆、3,766㎡で、年月日不詳より耕作されていないため山林となって現在に至っていると申請されています。申請地は農用区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農業公共投資の対象となっていない第2種農地で、現地確認等により再生困難な農地として証明可

能と判断いたしました。

1 件目の旭町の案件について、事前質問がありました。

農地パトロールにおける区分ランクをお伺いします。また、農地台帳現況は「田」とありますがいかがでしょうか。というご質問です。農地パトロールでは再生困難な農地となっています。農地台帳は、課税台帳データを元に管理していますが、筆数が多いためすべての農地を管理できておりません。結果として、現地確認写真や航空写真のとおり、農地への再生は非常に難しいと判断いたしました。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。1 件目につきまして、10 番 宮崎委員 もしくは 橋本委員、お願いします。

宮崎委員 ただいま事務局から報告のあったとおりで、写真を見ていただいてもわかるとおり、とても農地への再生はできるような状態ではないと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 2 件目につきまして、14 番 河野委員、お願いします。

河野委員 先ほどの事務局の説明のとおり状況ですので、よろしくお願い致します。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いようですので、採決に入ります。議第 5 号、転用統制外証明願（非農地証明願）1 件目について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全委員 ～

議長 挙手、全委員です。承認いたします。同じく、2 件目について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。（当該委員は退席）

委員 ～ 挙手、全委員 ～

議長 挙手、全委員です。承認いたします。続きまして、議第 6 号、農業委員の辞任について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員の辞任についてご説明いたします。資料をご覧ください。松山純久委員から、令和 5 年 5 月 9 日付けをもって一身上の都合により辞表が提出されたので、同法第 13 条第 1 項の規定により農業委員会のご同意いただきたくご提案させていただきます。松山委員におかれましては、体調を崩されましたがその後体調を戻され、事務局と農地パトロールに同行していただいたり、（旧浜田地区担当ということで）農地の状況などもお伺いしておりました。しかし、最近は運転が困難となったことから農業委員としての活動が難しいということで、辞表の提出があったところであり、今回議案として提出し、辞任の同意を求めるものです。

議長 委員の皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いようですので、採決に入ります。「議第 6 号 委員の辞任について」、同意いただける委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全委員 ～

議 長

挙手、全委員です。同意することといたします。
その他、委員の皆様から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いよう
ですので、以上を持ちまして、第 28 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 15 分